

東京ライフスタイル

鉄砲洲「福井家文書」に関するメモランダム・拾遺

塩崎文雄 所員／表現学部教授

——はじめに

さきに「江戸の地霊・東京の地縁」¹⁾と題して、東京都中央区湊一丁目（俗称：鉄砲洲、旧：東京市京橋区本湊町）に三代にわたって住み慣わしてきた福井家から和光大学総合文化研究所に寄託された2000点近くの文書と、そこから導き出される東京市民のくらし向きと生活文化の様態について紹介した。本稿はその続編というべきものである。

福井家の初代新助は、明治年間に質商として成功を収めた。ついで、日露戦争前後に貸地・貸家業を営むようになる。京橋区内だけでも南新堀二丁目（のち新川二丁目）²⁾を拠点に、自宅を構えた本湊町、霊巖島塩町、因幡町、本八丁堀などの市街地に1400坪あまりの地所を取得している。それらのことは前稿第3節「福井家の人びと——その1. 質商福井新助の蓄財」に詳述した。また、『東京市拾五区及接続郡部四郡地籍地図並びに地籍台帳——京橋区』³⁾によって、その証跡を確かめることができる。

しかし、こうした成功を克ち得た経緯や背景については必ずしも明らかでない。ただ、同じように土地の集積によって蓄財に成功した大商人たちの眷顧を蒙り、驥尾に付して、事業を展開していった節が認められる。二代目の久信もまた、父の切り拓いた縁故を継承したばかりか、それらの関係を深めることを通じて、事業の発展に努めたようである。

- 1) 拙稿「江戸の地霊・東京の地縁——鉄砲洲「福井家文書」に関するメモランダム」和光大学総合文化研究所年報『東西南北2011』2011.3
- 2) 東京の地名がしばしば変更されたことはよく知られている。本稿では読者の便宜を図って、煩を厭わず、可能なかぎり新・旧の地名を併記する。
- 3) 『東京市拾五区及接続郡部四郡地籍地図並びに地籍台帳——京橋区』1912（のち『中央区沿革図集京橋篇』中央区京橋図書館、1996）

前稿ではタイトルの一部に「東京の地縁」と謳いながらも、「江戸の地霊」を述べるに急で、「地縁」の側面を考えるまでには至らなかった。稿をあらためて、福井家の地縁について知り得たことを記すゆえんである。

1 —— 「福井家文書」の諸特性——〈町内に住まう〉ということ

大正期に入ってから福井家は、主に二代目久信の手によって、それまでの下町地域の土地集積とは別に、伸びゆく〈大東京〉の西の外延部にあらたな食指を伸ばしている。牛込区早稲田鶴巻町や下戸塚町（のち戸山町）がそれにあたる。昭和初年代に入ると、さらに淀橋区西大久保の宅地・建物や、東横電鉄綱島温泉駅近傍の山林⁴⁾などの取得へといったぐあいに展開する。こうした歩みは、鈴木博之らの「東京における住宅地開発の比較文化的研究」⁵⁾や山口廣編『郊外住宅地の系譜』⁶⁾、あるいは『近代日本の郊外住宅地』⁷⁾などに指摘されている動きと軌を一にしている。鈴木博之の分類をパラフレーズしていえば、福井家は「集積型小規模土地所有」に基づく貸地・貸家経営に携わったということになる。近代都市〈東京〉の発展に即して、自家の貸地・貸家業を拡大しようとしたところに、福井家史料の特色のひとつが認められる。

そこに、1923年（大正12）9月1日の関東大震災である。福井家は自宅はむろんのこと、都心部の持家の大半を焼失するといった大きな被害をこうむった。にもかかわらず、震災後もその居住する本湊町（のち湊一丁目）に踏みとどまり、初代新助が築いた南新堀や霊巖島塩町等の地歩にあらためて軸足を定めることによって、生活の再建に取り組む。ここに、福井家史料の二番目の特色がある。しかも、帝都復興事業がもっとも精力的に推し進められたのもまた、ほかならぬこれら下町地域であった。官による区画整理事業とせめぎあい、角逐しながらも自己の権益を守り、その生業を維持・発展させていったさまをここには見て取ることができる。本史料の三番目の見どころである。

昭和戦前期のモダン・ライフは、その担い手である都市新中間層と、かれらが居住した郊外住宅地の開発をめぐる物語られることが多い⁸⁾。なにしろ、あらたに登場したサラリーマンたちは快適な住環境と通勤手段の利便ささえ得られれば、どこに住もうが同じことだからである。その上、〈田園都市〉の呼び声に端的に示されているように、こうしたライフスタイルはきわめてトレンドイかつフ

4) 長尾洋子「昭和戦前期におけるレジャーのかたち」『東西南北2011』を参照されたい。

5) 昭和55～56年度科研費成果報告書、鈴木博之（代表）「東京における住宅地開発の比較文化的研究」他に、鈴木博之『日本の近代10 都市へ』中央公論新社、1999.1.20

6) 山口廣編『郊外住宅地の系譜——東京の田園ユートピア』鹿島出版会、1987.11.30

7) 片木篤・藤谷陽悦・角野幸博編『近代日本の郊外住宅地』鹿島出版会、2000.3.30

8) 本誌掲載の荒垣恒明「東京から郊外をめざす」を参照されたい。

ファッションブルなものとして受け容れられたのである。かてて加えて、郊外住宅地の住人たちはリテラシーも高かったから、快適な郊外生活について発信された情報もすこぶる多い。ちなみに、ひところさかんに人びとの口の端にのぼった同潤会アパートについても、同じようなことがいえる。

それにくらべて、福井家史料は貸地・貸家業者の当人たちはもとより、多くの借地・借家人たちもまた、震災後、元の古巣にUターンしようとする消息を伝えて⁹⁾いる。床屋にしろ八百屋や蕎麦屋にしろ、住む場所を変えることは〈顧客〉を失うにひとしい。だからこそ、かれらの多くは以前から住み慣れてきた町に立ち戻って、家業を再開しようとする。こうした〈ご町内〉のための、〈ご町内〉の人びとの手になる震災復興のさまは旧態依然としか見えないので、研究対象とするには魅力に乏しい。ばあい^{おとし}によっては、そこに露呈する住民エゴのために一顧するだに値しないものとして貶められがちである。現に、貸地・貸家人と借地・借家人もしくは借家人同士のあいだに、雨後の筍よろしく建てられたバラックをめぐってトラブルも頻発している。軋轢や葛藤、さらには落伍や退転といった悲劇も数多く目撃^{もくご}される。久信もまた立ち退き交渉の過程のなかで、一再ならず、訴訟や供託金さわぎに巻き込まれている。その詳細については、本誌掲載の鈴木論文中「震災と戦災 去る人、留まる人」の項に詳しい。

しかしながら、いささか乱暴に整理していえば、昭和戦前期のデパートの隆盛をはじめとする都市の消費生活のはなやかな局面を、これまでの論者たちが捨てて顧みなかった別の角度から照らし出す手がかりが、ここには隠されているようである。〈町内〉に住まうということと、職住分離の生活を営むということと——本史料は、昭和戦前期の都市〈東京〉の住まい方の二つの類型を、生産と消費の〈場〉の同一／分離、ひいては地域間格差の出現という側面からあざやかに析出させてくれる。ここにも、福井家史料の刮目^{かつもく}すべき効用がある。

それにつけても、久信は驚くほど筆まめな男であった。連れ合いの階子^{しなご}がこれまた、貸地・貸家業にかかわる、本来は廃棄されてしかるべき用済み文書を丹念に収納・保管するといった性癖の持ち主であった。お蔭で、日露戦争前後から平成初年にいたる、下町地域における貸地・貸家経営の実態を示す数多くの文書が、関東大震災と戦後の混乱期を潜りぬけて湮滅から免れたのである。1924年1月31日付の「大正12年分第三種所得税減免申請(控)」¹⁰⁾などのメモ類がそれに相当する[資料1(文末に掲載)]。これによってうかがえば、関東大震災に遭遇する以前に新助・久信によって蓄積されていた福井家の資産のおおよそを掴むことができ

9) 本誌掲載の鈴木努「福井家文書の整理」を参照されたい。

10) (D—①—2)

「福井家文書」については、注9)の鈴木論文の第2節「福井家文書の整理」にいうように、整理番号を施した。本論文でも、後日の参照のために各史料にその整理番号を注しておいた。なお、データベースそのものについては近く公刊する予定である。

る。そのみにとどまらず、震災復興期の区画整理事業に第21地区の整理委員としてかかわった久信は、多くの痕跡を残してくれている。その一端は前稿第6節「福井家の人びと——その2. 貸地・貸家業者福井久信の敏腕」に述べた。

久信は1937年（昭和12）10月に急逝する。これにともなって、当主隆之が家督を相続する。隆之が相続した資産はどれほどの高に上ったのか。1938年（昭和13）8月10日付の京橋税務署「相続税課税価格決定通知書」¹¹⁾によれば52万円とある。それとは別に、1937年12月21日登記簿第57819号の確定に基づいて、福井隆之（親権者福井階子が代人）が坂井屋商事株式会社を立ち上げるにあたって作成された「財産目録」¹²⁾なる史料がある〔資料2（文末に掲載）〕。もっとも、この資産整理の実際については別に考えなければなるまい。それというのも、階子の筆になる1943年1月から45年5月末までの「出納簿」¹³⁾二冊が残されていて、「財産目録」に記載された資産は売却されたり譲渡されたりすることなく、おおむね階子の手で管理、運営されているからである。坂井屋商事への資産譲渡は相続税減免のための措置だった公算が大きい。

福井家史料のデータベース化の作業は、なおその途上にある。しかし、いま挙げた「大正12年分第三種所得税減免申請（控）」と、坂井屋商事がらみの「財産目録」との二つの史料を対照すれば、新助から久信、久信から隆之へと受け渡されていった福井家の資産のあらましをうかがい知ることができる。二つの史料によって、明治末年から昭和戦前・戦後期にいたる個別の〈家〉の、震災復興と戦後復興における固有な歩みを辿ることができるというのが、福井家史料のもっとも魅力的な要素といえよう。

たび重なる天災や人災の下、官と民とがせめぎあい、角逐するなかで、住民たちはおのがじし生活の再建をめざしてゆく。官と民とのせめぎあいの例を震災復興のばあいと戦後復興のばあいとに限ってひとつずつ挙げておけば、後藤新平の指揮下でいささか強引に推進された区画整理事業と、敗戦直後の法外な財産税（富裕税という費目もあった）の賦課ということになるだろうか。もちろん、これら二つの施策は、都市〈東京〉の基盤整備や日本社会の民主化にとって、それなりの成果を挙げたことはいまでもない。そうではあるが、そこに住まう人びとの生活の場を奪い、生計の道すら脅かしてしまう強権の発動といった側面を持っていたことを忘れてはなるまい。

いずれにせよ、近代史上の東京の復興・再建のプロセスを「福井家文書」を通して検証し直そうとするこうしたところみが、3.11東日本大震災以後の現下の復興事業が抱えている諸課題を照らし出す一助ともなればとの思いに駆られて、この中間報告を急ぎものするゆえんである。

11) (E-⑭-11-1)

12) (A-⑫-3)

13) (F-⑤-1~2)

なお、家屋の強制疎開と戦火とによって貸家の多くを失った挙げ句に、法外な財産税に喘がなければならなかった福井家の戦後復興の足取りについては、用意の不十分さと紙幅の都合上、別の機会に譲らなければならなかったことを、あらかじめお断りしておく。

2 —— 福井家展墓のこと —— 略年譜をめぐって

前稿「江戸の地霊・東京の地縁」で、福井家の二代目当主久信は福井新助の次男で、他家を嗣いだり嫁いだりした金子澄之助と鈴木せいこのふたりの兄弟があったと記した。久信の子女たちもそのように証言しているし、各種人名辞典にも同様な記述が散見されたからである¹⁴⁾。ところが、福井家文書を整理してゆくうちに、それがあやまりであったことに気づかされた。

福井久信が1937年（昭和12）10月19日に肺炎を患って急逝したことは、すでに述べた。享年41歳であった。久信の跡を襲って家督相続をした隆之が資産の名義変更をするにあたって、日本橋区呉服橋三丁目（旧：下槇町）の宅地124坪の「家督相続登記申請書」¹⁵⁾を提出した際に添付されていた戸籍抄本（1937年12月17日付）の綴りがある。それによれば、久信は福井新助・たけの「五男」とみえる。なお、抄本には「大正拾弍年九月壺日焼失ニ付キ全拾参年拾弍月弍拾五日再製」の注記がある。よく知られているように、京橋区役所の戸籍簿のたぐいもまた、関東大震災火災によって灰燼に帰したためである。

そこで、2011年3月と11月との両度にわたって、世田谷区北烏山の浄土真宗本願寺派の八丁山妙善寺に、福井家の墓を訪ねた。明暦の大火で築地に移転する以前の「浜町御坊」の時代から、妙善寺が西本願寺の寺中57寺のひとつとしてあったことは『江戸砂子』¹⁶⁾などの諸書にみえる。そののちも、同寺が関東大震災まで引きつづき築地本願寺の地内にあったことは、天保期に『春色梅児誉美』などの人情本で一世を風靡した為永春水の墓が建てられていたために、永井荷風の『為永春水』および『為永春水年譜』¹⁷⁾に記述の跡をとどめている。もっとも、荷風が訪れたのは「曾て大正四年築地に僑居してゐたころ」のこととあるので、築地本願寺寺中の妙善寺であって、震災に遭ったのちに統合移転をした世田谷区北烏山の妙善寺ではない。

14) 五十嵐栄吉『大正人名辞典』東洋新報社、1918.12（のち『大正人名辞典Ⅰ』日本図書センター、1987）

猪野三郎編『大衆人事録 昭和三年版』帝国秘密探偵社・帝国人事通信社、1927.10（のち『大正人名辞典Ⅱ』日本図書センター、1989）

15) (C-⑫-2-1~2)

16) 『江戸砂子』小池章太郎、東京堂出版、1976.8.25

17) 永井荷風『為永春水』『為永春水年譜』「人間」1946.2

妙善寺にいまも残されている春水の墓石は欠け損じていて、容易には判読しがたい。かろうじて正面の「福為永春水墓」、側面の「天保十四年卯十二月（以下闕字）」の文字を辿ることができる。別に過去帳が残っている。そこには戒名は「龍音」、住まいは「神田々町」、通称「長十良」、忌日は「天保十四卯十二月廿二日」と記されている。中村幸彦がいうように「今の墓は（略）死後すぐに建立したのではないかも知れぬ」¹⁸⁾し、「明治三十八年一月別冊ニ書換」の書き入れのある過去帳も、「廿三日」を「廿二日」、「長次郎」を「長十良」につくるなどして、その記述にはわかには信じがたい。なお、『新撰東京名所図会』¹⁹⁾の妙善寺の項では、「元祖」の角書を「初代」としている。

「石の高さ五尺を超ゆべからず」²⁰⁾とは、崇敬してやまなかった鷗外の遺言に謙抑した荷風の述懐である。しかし、妙善寺本堂の裏手にある、二段の石級を備え、玉垣に囲まれた福井家の塋域に立つ墓碑は、台座をふくめて優に五尺を超える見事なものであった〔図1〕。正面には「先祖代々」、台座には「福井」と刻まれ、他に杓（ヤマキ）の屋号、「九紋笹」の家紋が彫られている。背面には「明治三十九年二月建之」とあり、側面には家族7名の戒名と忌日とが認められる。墓石のかたわらには1992年1月に没した久信の室階子の墓誌があらたに建立されていた。

11月30日に研究協力者の荒垣恒明・鈴木努両氏とともに再訪したおりには、住職寺崎滋承師のご厚意によって、過去帳を検査することができた。もっとも、金石文にも久信の母だけの戒名を「浄兵〔岳〕院釈尼良寿」とするなど、誤刻とおぼしき文字があり、過去帳も関東大震災後に調製されたものだけに、さきの為永春水のばあいと同様に、疎漏が目立つ。

そこで、墓碑銘・過去帳の両者と、さきに触れた戸籍抄本、さらには久信の筆になる子女たちの「誕生記録」²¹⁾を参照することで久信の兄弟の生没年を考え、あわせて福井家の略年譜（1945年まで。家族の年齢は数え年）を



図1 福井家墓碑（2011.3撮影）

18) 中村幸彦『「春色梅児誉美」解説』岩波古典文学大系64、1962.8

19) 『新撰東京名所図会』第30編、「風俗画報」1901.4.25

20) 永井荷風『断腸亭日記』1937.6.22の項

21) 「福井家文書」とは別に、福井久信は階子とのあいだに生まれた三男五女の誕生・お七夜・宮参りなどの克明な記録（末子寿恵の条のみは階子の筆）を残している。兄弟たちのあいだに伝存されているこの文書を、いま仮に「誕生記録」と命名した。

作成すれば、おおよそ [表 1] のようになる。

これらからうかがえば、※1 にみえるように、福井新助・たけが第一子を儲けたのは1877年（明治10）前後のことで、夫妻の結婚年齢の必ずしも弱くはなかったことが知られる。新助がはじめ酒屋を、なかごろ質商を営み、のち貸地・貸家業に転じた〈苦勞人〉であり、〈一代分限〉であったことを証するに足る史料である。

※2 によれば、1885年（明治18）の初秋、残暑の厳しい旬日のあいだに、夫婦は長男國太郎と三男積淨蓮童子とをあいついで亡くし、あらたに四男澄之助を得ている。これらのことから、一方では明治10年代後半に日本橋区・京橋区をはじめとする下町地域で猖獗をきわめたコレラ等の流行病を、他方には三・四男が双生児だった可能性を想定しなければならぬかも知れない。ちなみに、積淨蓮童子については墓碑にはみえ、過去帳では記載を欠いている。この童子は命名する暇もなく、襁褓のうちに夭折したものであろうか。なお、※3 で積淨蓮童子および澄之助の長幼の順を年譜のごとくに定めたのは、猪野三郎編『大衆人事録昭和三年版』の金子澄之助の項に「新助の四男」との記述がみえたからである。

長男國太郎を喪ったのち、次男常吉が嗣子となったのは当然の成り行きだろう。だから、四男澄之助、五男久信はそれぞれ、乞われるままに※4 ※5 のように新助の生家であり、本家筋でもある金子家と養子縁組をすることになる。なお、常吉については生没年と俗名・戒名以外には知るところがない。

つぎの不幸が福井家を見舞ったのは、1905年（明治38）2月のことである。嗣子常吉が没したのである。死因は明らかでない。そうではあるが、26歳という行年や死の日付からみて、多数の戦死者を出した日露戦争の犠牲者のひとりとして見做すことも可能である。しかし、それではあまりに憶測を逞しうし過ぎるとの譏りを受けることになるやも知れぬ。後考を俟ちたい。いずれにもせよ、常吉の死はもはや還暦をすぎ、老境に達していた新助夫婦にとっては愁嘆きわまりなき悲劇というべきであった。だからこそ、常吉の一周忌にその菩提を弔って福井家の塋域があらたに設けられ、立派な墓石が建立されたものとおぼしい。

常吉の死去にともなって、※5 でいったん金子家に養子に出されていた久信は、急遽、生家福井家の嗣子に擬される。※6 のように、前年の1904年（明治37）に養子縁組をしたばかりの澄之助叔母センのもとから取り戻されたのである。戸籍抄本に「神奈川県鎌倉郡川上村品濃式百七拾五番地金子澄之助叔母セント養子縁組届出。明治参拾七年参月参拾日、全村戸籍吏金子鉄五郎受附。全年全月式拾参日送付除籍。／養母神奈川県鎌倉郡川上村品濃式百七拾五番地戸主金子澄之助叔母セント協議離縁届出。明治参拾八年拾貳月拾五日、全村戸籍吏金子鉄五郎受附。全年拾壹月拾四日送付復籍」（句読点——筆者）とみえるゆえんである。

ついで、1917年（大正6）に新助が行年73歳で没するやいなや、久信は数え年21歳で福井家の家督相続人となる。さらに※7 にみられるごとく、1919年（大正8）

に23歳で杉山いきと結婚。翌年には協議離婚といった消息を戸籍抄本中にかいまみることができる。この結婚相手の出自やふたりの夫婦仲、さらには破鏡にいたったいきさつについても、伝えられていることはなにもない。ちなみに、慶應理財科に在学中の久信の結婚がかくも急がれたのは、國太郎、釈浄蓮童子、常吉とあいついで愛し子を喪った母たけの強引な慫慂^{しやうよう}によったものか。のち、1937年(昭和12)に久信が急逝した際に、※10にみられるように4歳の隆之がただちに家督相続をした背後にも、たけの意嚮が働いたとは子女たちの証言である。なお、※8のように前妻と離縁後の久信が、一時期、伊東とも系なる女性を世話してい

表1 福井家略年譜

1845年(弘化 2)	1月 5日	新助生。	
1853年(嘉永 6)	11月11日	たけ生。	
1877年(明治10)	ごろ	長男國太郎生。(新助33歳、たけ25歳前後)	※1
1880年(明治13)	12月	次男常吉生。(新助36歳、たけ28歳)	
1885年(明治18)	8月29日	國太郎(釈浄蓮童子)没。	
1885年(明治18)	9月 3日	三男釈浄蓮童子没。	※2
1885年(明治18)	9月	四男澄之助(金子)生。(新助41歳、たけ33歳)	※3
1892年(明治25)	3月	長女せい(鈴木)生。(新助48歳、たけ40歳)	
1897年(明治30)	7月21日	五男久信生。(新助53歳、たけ45歳)	
1903年(明治36)	2月27日	階子、松阪晴吉・はつ二女として生。	
年月日不詳		澄之助、金子善吉の死後、金子家と養子縁組。	※4
1904年(明治37)	3月30日	久信、神奈川県鎌倉郡川上村品濃275番地金子澄之助の叔母センと養子縁組。	※5
1905年(明治38)	2月20日	常吉(釈順導信士)没。行年26歳。(新助61歳、たけ53歳)	
1905年(明治38)	11月14日	久信、金子センと養子縁組解消、福井家へ復籍。	※6
1906年(明治39)	2月20日	妙善寺に墓石建立。(釈順導信士一周忌辰)	
1917年(大正 6)	5月 8日	新助(釈泰応信士)没。行年73歳。(久信21歳、たけ65歳)	
1919年(大正 8)	4月29日	久信、杉山いきと婚姻。(久信23歳)	※7
1920年(大正 9)	9月20日	いきと協議離婚。	
1922年(大正11)	3月	久信、慶應大学理財科卒業。(入学は1918年4月)	
1924年(大正13)	ごろ	久信、伊東とも系と内縁関係を結ぶ。清一郎、春雄生。	※8
1925年(大正14)	12月28日	松阪階子と婚姻届出。(久信29歳、階子23歳)	
1927年(昭和 2)	4月 2日	長女佐喜生。	※9
1928年(昭和 3)	10月13日	次女世智生。	
1928年(昭和 3)	11月 6日	久信、伊東とも系と示談成立。	
1929年(昭和 4)	12月26日	長男新太郎生。	
1931年(昭和 6)	9月17日	新太郎没。(釈智明童子)	
1931年(昭和 6)	12月20日	三女名雄生。	
1933年(昭和 8)	7月 9日	四女慶伊生。	
1934年(昭和 9)	12月 5日	次男隆之生。	
1936年(昭和11)	12月24日	三男郁正生。	
1937年(昭和12)	10月19日	久信(誓光院釈恵明居士)没。行年41歳。(階子35歳、たけ85歳)隆之4歳で相続。	※10
1938年(昭和13)	1月 2日	五女寿恵生。	
1943年(昭和18)	9月21日	たけ(浄岳院釈尼良寿)没。行年91歳。(階子41歳、隆之10歳)	

たことは前稿「結びにかえて——去り状のこと」に述べた。

久信が松阪晴吉・はつの二女階子^{しなご}を迎えたのは震災二年後の1925年（大正14）のことであった。ときに久信は29歳、階子は23歳である。階子がこの縁談に二の足を踏んだとの口碑が残されていることについても前稿に触れた。階子が後添いという立場を嫌ったためか。久信の複雑な女性関係を厭うたためか。さもなければ、第一次大戦後の綿糸相場の暴落と震災のために致命的な損害をこうむり、翌1926年（大正15）4月には日本橋通油町の「松坂晴吉商店」を整理解散しなければならなかった松阪側に伏在していた思惑を顧慮したためとも考えられる²²⁾。暮れも押し迫った「拾弐月式拾八日福井久信ト婚姻届出全日入籍」といった婚姻の日付は、届け出の日付と婚儀のそれとは齟齬^{そご}するのが倅いではあるにせよ、ふたりの結婚の急がれた裏面の事情を揣摩^{しほ}させずにはおかない。

それとは別に、震災のためにおりしも早稲田鶴巻町に疎開していた久信が、これまた大久保へ疎開中の階子を見染め、お茶の水の「水野先生」^{みなのだう}を媒に恋女房を射止めたとするラブ・ロマンスが、子女たちのあいだに語り継がれている。

いまとなつては、それらのいずれが真相に近いかはにわかには決しがたい。そうではあるが、※9のごとく1927年（昭和2）に夫婦のあいだに第一子佐喜が生まれた際に、子どもたちの誕生のいきさつを克明に記した久信の「誕生記録」に「端書ニテ木内キウ先生水野先生へ通知ス」とあり、ふたりからは「友禪縮緬半反」が贈られている。福井側からも内祝として「三越製鳥之粉真綿」^{つば}および「福久沙」^{ふくくさ}を返している。これら一連の贈答にみられる「本郷区湯島天神町1—28 水野世志」という人物こそが、月下氷人の役割をつとめた当人なのかも知れない。

3——新助の貸地・貸家業への進出のこと—〈地縁〉のあれこれ

福井家の初代新助の質商としての事蹟については、明治年間にそれなりの成功を収めたこと以外にはなにも分からない。日本銀行調査局による『大正七年七月質屋ニ関スル調査』²³⁾に資産10万円とみえ、1916年の『東京資産家録（大正五年調査）』²⁴⁾になると資産15万円、年商2万円以上、納税額756円とあることについては前稿に述べた。

それに対して、貸地・貸家業の創業については、残された福井家文書によって、その足取りのいくばくかを辿ることができる。日露戦争前後から大正改元のころにかけて、南新堀二丁目（のち新川二丁目）に344坪の宅地（金子澄之助名義の隣地367坪をあわせると、実に711坪にもなる）・建物（12棟、総建坪359.5坪）を漸次入手した

22) 「松坂晴吉商店」の退転については前稿第2節「松阪家の人びと」に詳述した。参看されたい。

23) 『大正七年七月 質屋ニ関スル調査』日本銀行調査局、1913.7

24) 志田惣三郎『東京資産家録（大正五年調査）』東京実業協会、1916.8

のを皮切りに、貸地・貸家業界に進出したもようだからである²⁵⁾。

南新堀二丁目は永代橋の西詰にあたり、永代通りに面した町である。それまでの永代通りは幕藩体制下の江戸防備の必要から、いたるところで枡形に屈曲していた〔図2〕。それが大手門に発し、東京府庁を過ぎり、江戸屈指の^{おおだな}大店だった白木屋呉服店（現：コレド日本橋）に向かって日本橋通りを横断し、隅田川を渡って深川にいたる直線道路に拡幅・改修される。それに先だって、永代橋もまた架け替えられたのである。新しい永代橋は1897年（明治30）、江戸時代の橋より下流に向かって約200メートルの現在地に架け替え竣工する²⁶⁾。これによって、南新堀の町は東側と北側とは舟運の要路である隅田川と日本橋川に接し、南は東西交通の基幹路線である永代通りに面することになったのである〔図3〕。

そればかりにはとどまらない。永代通りのなかにあつて南新堀の地は、近世期

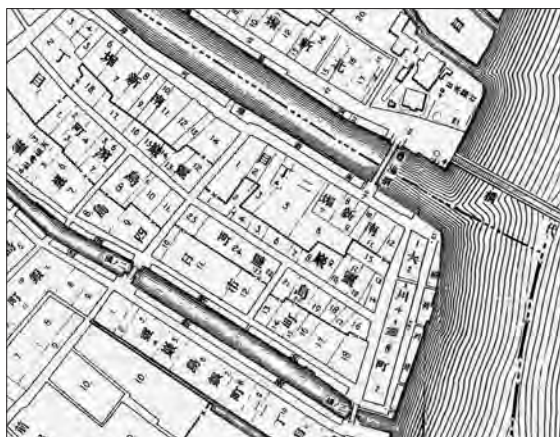


図2 1886年（明治19）当時の南新堀二丁目付近



図3 『新撰東京名所図会』第31編（1901.8.5）

25) (E-10-11~19, A-12-1~3)

26) 『新撰東京名所図会』第31編、「風俗画報」1901.8.5

他に、石川悌二『東京の橋』新人物往来社、1977.6など。

にその豪富を謳^{うた}われた「下り酒」の十組問屋が新川沿いに軒を並べ、酒蔵^{いらか}の甍^{むね}を連ねた、靈巖島四日市町・塩町・銀町（いずれも現：新川一丁目）などの江戸屈指の繁華街にも隣接していた〔図4〕。貸店舗や貸倉庫を運用するには恰好の土地柄というほかない²⁷⁾。

機を見るに敏な新助は、新・永代橋の開通した南新堀の土地の入手、運用をベースに、大正初年までに本湊町の764坪、日本橋丸善の裏手にあたる下槇町（のち呉服橋三丁目）の124坪、京橋の北詰にあたり、現在テアトル銀座や警察博物館のある具足町（坪数不明）、本八丁堀の77坪、さらには埋め立ての進む新開地佃島の155坪などの地所や家作をつぎつぎに買い増し、貸地・貸家業の門戸を張ったのである。とりわけ、南新堀・下槇町・具足町・本八丁堀などはいずれも、目抜き通りの一等地であった。ことは『東京市拾五区及接続郡部四郡地籍地図並びに地籍台帳——京橋区』および『同——日本橋区』²⁸⁾などによって確かめることができる。



図4 『新撰東京名所図会』第31編「新川二の橋 三の橋之図」

新助がこうした成功を克ち得た経緯については必ずしも明らかでない。ただ、残された史料には、江戸きっての下り酒問屋で、明治になって貸地・貸家業に転身していった鹿嶋一族（靈巖島四日市町）や、同じく土地の集積によって蓄財した安井治兵衛や松崎一族らとの並々ならぬ関係が見え隠れしている。ここらあたりに、新助の土地集積の背後に秘められた縁故や来歴をうかがっても、あながち的はずれということにはならないであろう。

松崎一族とは、『日本の下層社会』の著で知られる横山源之助の『明治富豪史』²⁹⁾の「都市地主」の項に挙げられている松崎文次の一族のことである。

試に東京または横浜の富豪を見るに、(略) 土地の騰貴に依って巨富となった者が最も多いのである。例えばこの東京市で富豪を以て称せらるる渡辺治

27) 震災後の例になるが、鈴木論文に靈巖島塩町8番地に建てられた貸店舗〔図10b〕が掲げている（本誌087頁）。参照されたい。

28) 『東京市拾五区及接続郡部四郡地籍地図並びに地籍台帳——京橋区』／『日本橋区』1912（のち『中央区沿革図集』中央区京橋図書館、1995／1996）

29) 横山源之助『明治富豪史』易風社、1910（のち、教養文庫『明治富豪史』、社会思想社、1989.6.30）。なお、引用は教養文庫に拠った。

右衛門、峰島茂兵衛、堀越角次郎、榊本喜兵衛、松崎文次、小林伝次郎の如きは、その適例で、(略) (傍点——筆者)

アトランダムに注を施しておけば、ここで冒頭に掲げられている渡辺は、日暮里の秋田佐竹藩の下屋敷を譲り受けて渡辺町を拓いた、そしてなによりも片岡蔵相の失言から取り付け騒ぎになり、金融恐慌の発端となったことで人びとの記憶に長くとどまった渡辺銀行の渡辺³⁰⁾。掉尾の小林は、銀座八官町に時計塔を聳やかしたことで名高い小林時計店の小林である³¹⁾。

これらの「都市地主」の筆頭が岩崎・三井両家だったことはいうまでもなからう。横山源之助のいうところに従えば、それぞれに22万1000坪、17万2000坪とあり、桁違いの広大さである。それはともかく、さきの渡辺といい、小林といい、さらには岩崎・三井両家といい、明治の富豪たちが土地投機に奔走したさまが、このデータからうかがわれる。その間の事情を、横山は「維新当時坪五銭ないし十銭、殆ど無代価同様に手に入れた土地が、(略)十倍となり、百倍となり、千倍となつ」た点に求めている。

そうしたなかであって、松崎文次の所有地は2万8000坪を超えている。松崎家の地盤は、はやく松崎天民の『淪落の女』³²⁾をはじめとする各種探訪記にさかんにレポートされ、のちに谷崎潤一郎の『痴人の愛』³³⁾のナオミの生家に擬された浅草千束町である。1916年(大正5)の時事新報社第三回調査『金五十万円以上資産家』³⁴⁾に「五十万円 松崎文次(貸地)千束町三ノ五二」とみえ、「現に株式会社十二階の取締役たり」とある。この記述からも読みとれるように、松崎家は浅草十二階下に蔓延^{はびこ}った白首^{はつこ}の跋扈する銘酒屋街の大地主で、町の顔役でもあった [図5] [図6]。だから、その利権にも収益にも莫大なものがあつたのである³⁵⁾。こうした事情は関東大震災で痛切な痛手をこうむった上に、区画



図5 山本鼎『薄暮』(「方寸」1909.11表紙絵)。十二階下の路地にうごめく男女が描かれている。

30) 森田伸子「日暮里渡辺町消滅」。注6)『郊外住宅地の系譜——東京の田園ユートピア』所収。

31) 平野光雄『明治・東京時計塔記』明啓社、1968.6.10

32) 松崎天民『淪落の女——十二階下の夜』「中央公論」1912.11

33) 谷崎潤一郎『痴人の愛』(『大阪朝日新聞』のち「女性」1924.3~1925.7)

34) 時事新報社第三回調査『全国五十万円以上資産家』1916.3.29~10.6

35) 拙稿「く玉の井」成立考——『溼東綺譚』の考古学」『和光大学人文学部紀要』33号、1999.3.31

整理事業で悪名高い銘酒屋が掃蕩されたのちも、さして変わりがなかったもようである。1934年(昭和9)の帝国興信所調査の『^高全国金満家大番附(附)全国多額納税者一覧』³⁶⁾にも千束劇場のオーナーで、資産250万円とみえる。

松崎一族と福井家との具体的なかかわりについては、1911年(明治44)4月に本湊町27番地所在の土地・建物の売買につれて、松崎いとの名がみえることによって知ることができる³⁷⁾。

『明治富豪史』にはその名の漏れている、浅草区福富町で質商兼貸地業を営んでいた安井治兵衛については、前掲の『^金五十万円以上資産家』に「日々質商を営み屋号を近江屋と称し東京市会議員たり直接国税一万六千四百余円を納め東京府の多額納税者たり」とある。『^高全国金満家大番附』には資産500万円とみえる。

福井家と安井治兵衛(後継者は安井重治。安井地所、のち福富商事)とのかかわりは深い。福井家の隣接地本湊町26番地(のち湊二丁目)の安井の所有地を福井側が借地して貸家業を展開し、長く地代を支払っていたことは、階子の手になる『出納簿』³⁸⁾二冊に「福富分」と記され、月々28円77銭を支払っている記事が散見されることから知られる。それのみにとどまらず、久信の死後、福井隆之(親権者階子が代人)が資産管理のために坂井屋商事なる株式会社を立ち上げた際にも、安井重治の力添えを得ているのである。

ところが、明治初年代の『東京六大区沽券絵図』³⁹⁾や杉本尚正編『東京地主細覧』⁴⁰⁾、山本忠兵衛『東京地主案内』⁴¹⁾などの諸書には、本湊町の項に地主としての安井の名はみえない。福井新助の名がみえる日本銀行調査局の『大正三年七月質屋ニ関スル調査』にも、その名を關している。それが『東京市拾五区及接続郡部四郡地籍地図並びに地籍台帳——京橋区』になると、一転して、316坪の地所を保有しているのである。ちなみに、この町で安井が手に入れた地所は、元はといえばオランダ人医師で大学東校のお雇い外国人教師だったA・F・ボードウイ

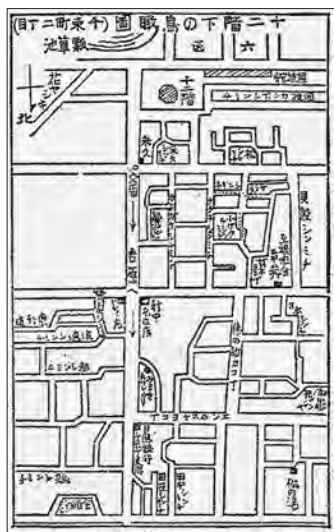


図6 棧雲峽雨生『千束町探訪記』
(『文芸倶楽部』1913.4)

36) 『五十万円以上 全国金満家大番附(附)全国多額納税者一覧』(大日本雄弁会講談社「講談倶楽部」新年号附録、1934.1.1)

37) (E—⑩—7)

38) (F—⑤—2~3)

39) 『東京六大区沽券絵図』東京府地券課、1873.12

40) 杉本尚正編『東京地主細覧』1873.11

41) 山本忠兵衛『東京地主案内』1878.6(のち渋谷隆一編『都道府県別 資産家地主総覧 東京編』日本図書センター、1988)

ンの処方による「守田寶丹」の発売元で知られた、上野池之端仲町の薬種屋守田治兵衛のものであった。守田から安井への譲渡に際しても、地縁の因子が働いたのかも知れない。

それはともかく、こうした経緯から推察するに、安井治兵衛もまた、明治年間に質商としての資本を元手に、急速に土地の集積を図った「都市地主」だったと考えて差しつかえなからう。福井と安井のあいだには、ともに「質商兼貸地業」だった同業者仲間のつながりを看取るができるようである。

4——久信の貸地・貸家業の継承について——（附）鹿嶋清兵衛・ぼん太のこと

松崎一族や安井治兵衛とのかかわり合いを通じて、福井新助が貸地・貸家業の地歩を築いたことは十分に推測できる。そうしたなかにあつて、鹿嶋一族との縁故関係については特筆しておくべきであろう。

それというのも、1919年（大正8）ごろから急逝する1937年（昭和12）にいたるまで、久信が鹿嶋家所有の貸地・貸家の差配をしていた形跡を認めた史料が数多く残されているからである。史料の一群は、「地主鹿嶋本店（地所部）」から福井久信あての「賃料領収証」⁴²⁾の束である。1924年分（大正13）から1937年（昭和12）11月18日付におよぶ32通の領収証である。いまひとつの簿冊は『地代家賃簿収納第弐号』⁴³⁾で、京橋区四日市町、同区船松町などの月別地代・家賃収入の付帳である。

地代・家賃の収納記録はおおむね1923年1月以降となっている。ただ実際には、この帳簿は震災騒ぎが一段落した24年になってあらためて調製されたものとおぼしく、23年度の記述はメモや記憶によって書き足された気配が濃厚である。

この史料には各項目ごとに、区画整理の完了した1928年9月分からの一斉値上げによる再契約の内容が記載され、全体のベースをかたちづくっている。28年度の記載の上には、その後の異動を記した付箋が貼りつけられてもいる。そればかりにはとどまらない。立ち戻って既往の契約をチェックするためか、28年度の記載の下張りに、震災以前に遡る契約内容を記した用紙が貼付されている例が数多く認められる。それらの下張りを透かしみると、日付のもっとも古いものは、成約の日付を1919年（大正8）2月としている。なお、同年11月としたものももっとも多く、7件にのぼる。これらの日付こそ、久信がこの業務に携わりはじめた、ひいては鹿嶋一族と久信とのあいだに直接的な関係が結ばれた時期だと認定して、ほぼ誤らないであろう。

これら二群の文書からうかがい知られるのは、久信が鹿嶋本店地所部からは京

42) (E-⑦-0~32)

43) (F-⑦-2)

橋区船松町7番地（のち湊三丁目21）のうち約80坪を、鹿嶋清平／乃婦^{のぶ}からは靈巖島四日市町6番地（のち新川一丁目。鹿嶋の本邸は5番地にあった）のうち約335坪を委ねられ、それらの地所・貸家の差配をしていたという事実である。江戸時代以来の、地主—大家—店子といった貸借関係のなかの大家（差配人）の位置に、久信は位置づけられていたもようである。なお、上記二群の文書に記された最終の日付1937年（昭和12）11月18日からみるに、久信の急逝を機に、こうした雇傭関係は解消されたものとおぼしい。

ところで、鹿嶋一族と福井との両家のあいだにこうした貸借関係ないしは雇傭関係が生まれた背後には、どういった情実やいきさつが隠されているのだろうか。福井家の口碑に、新助ははじめ新川で酒屋を営んだとある。だとすれば、新助が小売商として鹿嶋本店に出入りした可能性は十分にある。あるいは、自身が酒屋を営んだのではなく、神奈川県鎌倉郡川上村品濃（現：横浜市戸塚区）から東京に出てきた新助は（ばあいによっては、たけが）、一時期、鹿嶋に奉公にあがっていたのかも知れない。酒問屋への奉公が、酒屋を営んだと訛伝される確率は高いからである。いずれにせよ、鹿嶋本店と福井家とのつながりは、そのころから生じたものとおぼしい。こうした従前からの縁故に絶^{すが}って、新助は鹿嶋^{ほんだな}の本店のあった四日市町近傍の南新堀や靈巖島塩町の地所や家作を手に入れた節があるからである。

こうした縁故関係ないしは雇傭関係は、久信の代になっても絶えることなく、そのまま継続されたと考えるのが至当だろう。「新どんの倅は、福沢さんの学校に行ってるんだとき。うちで使ってやったらどうだい」といった奥向きからのお声がかかり鹿嶋本店地所部の番頭たちにあったと想像するのはそれほど突飛ではないし、いっそ楽しくもある。現に、多くの物件に記された1919年11月という成約の日付は、如上の推測を裏書きしてあまりある。そうした期待に答えて、久信は慶應理財科に通うかたわら⁴⁴⁾（普通部の同級生には藤山雷太の子息愛一郎がいた）、家業を継ぐのと併行して、丁稚奉公とまではいわないまでも、業務見習いのかたちで鹿嶋に出入りしたのでもあろうか。ときとしては身銭を切ってまで、^{きつぎゆうじよ}鞠躬如として主家のために粉骨碎身している勤めぶりについては、いずれ報告する機会がある

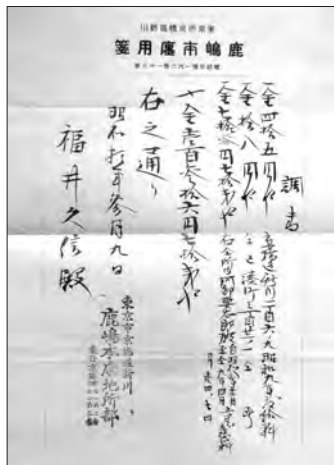


図7 鹿嶋本店地所部から福井久信あての「調査書」

44) 『慶應義塾総覧』大正7年／9年／11年版によれば、大学部本科学生の理財科の項に福井久信の名を確認することができる。ちなみに、当時の学制は3年修了だから、久信は1年余計に在学した勘定になる。

だろう。現に、前掲『地代家賃簿取納』に挟み込まれていた1935年3月9日付の文書によれば、久信の手当は年額わずか63円にすぎないのに、借地人の5ヶ月分の地代73.70円を立て替えて、帳尻を合わせたりもしているのがあった〔図7〕。

それにつけても、ここに登場する鹿嶋乃婦／清平／鹿嶋本店とはなにものなのであるか。それを知るには、まずは明治のジャーナリズムの表舞台にしばしば登場し、世間を騒がせた鹿嶋清兵衛について記しておかなければなるまい。そして、鹿嶋清兵衛については、森鷗外の『百物語』⁴⁵⁾から述べるのが順当だろう。

『百物語』は一面識もない鹿嶋清兵衛（作中では「飾磨屋」^{しかまや}のアナグラムで登場する）が1896年（明治29）夏に催した「百物語」に出向いた鷗外が、清兵衛と新橋芸妓のぼん太（これも「太郎」の仮名）の所見を記した小品である。「少壮にして鉅万の富を譲り受けた」清兵衛の〈今紀文〉とも〈写真大尽〉とも評判された遊蕩ぶりと、その美貌ゆえに世人の記憶に長くとどまったぼん太とのカップルに、鷗外が好奇心を刺激されたためである。

年は三十位でもあらうか。色の蒼い、長い顔で、髪は刈つてから大ぶ日が立つてゐるらしい。地味な縞の、鈍い、薄青い色の勝つた何やらの単物^{ひとへもの}に袴を着けて、少し前屈み^{まへかむ}になつて据わつてゐる。徹夜をした人の目のやうに、軽い充血の痕の見える目は、余り周囲の物を見ようともせず、大抵直前^{すぐまへ}の方向を凝視してゐる。此男の傍には、少し背後^{うしろ}へ下がつて、一人の女が付き添つてゐる。（略）好い女ではあるが、どここと云つて鋭い、際立つた線もなく、凄いやうな処もない。僕は一寸見た時から、此男の傍に此女のゐるのを、只何となく病人に看護婦が附いてゐるやうに感じたのである。

「百物語」などといった馬鹿げた催しをする清兵衛に、ファルスに浮かされた単なる「燥狂」の人物を予想していた、「生れながらの傍観者」である「僕はなんだか他郷で故人に逢ふやうな心持がして来た」というところで、この小品は閉じられている。どうやら鷗外は、放蕩三味の清兵衛の内面に自分と同じ種族の「傍観者」を見いだしたらしく、「故人」といい、知己と観じているのである。

一方ぼん太は、箱丁^{はこぢや}殺しで悪女の名を擅^{ほしいま}にし⁴⁶⁾、のちに川口松太郎の『明治一代女』⁴⁷⁾にリメイクされて、いまでも新派の舞台にのぼることの多い花井お梅⁴⁸⁾、破廉恥なまでの巧みな自己演出で、並みいる凌雲閣百美人たちを薙ぎ倒した洗髪

45) 森鷗外『百物語』〔中央公論〕1911.10

46) 『花井於梅酔月奇聞』1887.12ほか。

47) 川口松太郎『明治一代女』〔オール読物〕1935.9～12

48) 近代における〈悪女〉イメージの生成・変容については拙稿「悪女のゆくえ——一名、情報のアケオロジー」和光大学表現学部・人間関係学部紀要別冊「エスキス2002」2002.3.20に論じたことがある。

のお妻、家橘時代の名優十五世羽左衛門と浮名を流し、のち日露戦争のさなかに宰相桂太郎の寵愛を一身に萃めたお鯉^{あつ}⁴⁹⁾などと肩をならべて、花柳界のみにとどまらず、巷間にもその名を轟かせた。しかし、おのれの意思でおもいおもいの行動に奔った他の三人とは品変わり、ぼん太は妓籍にあったのはほんのわずかで、その後は清兵衛の糟糠の妻として12人の子を成したはてに、ひっそりと生涯を終える。鷗外をして「どこと云つて鋭い、際立つた線もなく、凄いやうな処もない」「看護婦」といわしめたゆえんである。

そうしたなかにあつて、一にぼん太の声名を盛んならしめたのは、当時流行した絵葉書によって大量に流布し、消費されたポートレートの魅力のためであった。その間の事情については斎藤茂吉の『三筋町界限』⁵⁰⁾に詳しい。

茂吉は浅草仲店の勤工場でぼん太の写真をみて、「私は世には実に美しい女もゐれば居るものだと思ひ、それが折にふれて意識のうへに浮きあがつて来るのであつた」と回想する [図8]。山形県上山からぼっと出の少年の眼に、ぼん太はこの世のものとも思われぬ天女のごとき存在と映ったのだろう。ずっと後年になって、茂吉は青山脳病院の慰安会の余興に、わずかな謝金をあてに踊りをみせる零落したぼん太をみて、「人生を闊^{ひら}して来た味ひが美貌のうちに沈んでしまつて実に何ともいへぬ顔のやうであつた。私が少年にして浅草で見た写真よりもまだまだ美しい、もつと切実な、奥ふかいものであつた」とも述懐している [図9]。少年の日のあこがれは茂吉の胸間に長く揺曳し、残んの色香の匂う眼前の舞姿は美しい幻影と化して、茂吉の目交いに明滅してやまなかつたものとみえる。終生、鷗外とはスタンスを大きく異にしているのが、なんともほほえましい。

そして、茂吉のいう各種のポートレートの撮影者こそ、ほかならぬ清兵衛その



図8 雛妓時代のぼん太



図9 晩年のぼん太。飯塚くに『父道遙の背中』(中央公論社)口絵。

49) 安藤照述・小久江成子稿『お鯉物語』／『続お鯉物語』福永書店、1927.7.2／同12.28

50) 斎藤茂吉『三筋町界限』『文藝春秋』1937.1

人だったのである。

鹿嶋清兵衛は大坂天満の鹿嶋清右衛門の次男として1866年（慶応2）に生まれ、4歳のおりに霊巖島四日市町の同族鹿嶋本店^{ほんだな}に引き取られる。幕末から明治にかけての鹿嶋本店の豊かさは「嘉永度用途金記録」に並みいる豪商たちを尻目に、鹿嶋中店^{なみだな}の3000両と響をならべて、5000両を幕府に醸金している一件を紹介するだけでこと足りよう。尻目にかけてというのも、このときの白木屋の用途金は3700両、越後屋のそれは2700両だったからである。「少壮にして鉅万の富を譲り受けた」という鷗外の言のあるゆえんである。

清兵衛は成人ののち、家付娘の乃婦と結婚し、鹿嶋本店の八代目となる。おりしも「下り酒」をあつかう株仲間組織も解体した上に、輸送経路も海運から陸運に変わり、樽酒は瓶詰となり、さらには灘の醸造元も直販方式に乗り出すといった時代の趨勢のなかで、さしも豪富を誇った新川の酒問屋の隆盛にもかげりが現れはじめる⁵¹。そこに、清兵衛の〈今紀文〉とも〈写真大尽〉とも称される豪遊がはじまったのである。

鷗外の紹介した「百物語」の趣向などは、豪遊のほんの一齣にすぎない。なかでも人びとの耳目を驚かせたのは、「写真会」会長徳川篤敬の日清戦争凱旋をぼん太とともに京都まで出迎えたときのエピソードである。二等車を車輛ごと貸し切り、床板と畳を敷きつめた座敷^{しづら}を設え、杵屋六左衛門（のちの寒玉）、芳村伊十郎、北村季晴、三遊亭円右などの当代きっての人気芸人たちを末社^{まつしや}に引き連れ、ぼん太の朋輩である新橋芸者たちに取り囲まれて、ドンチャン騒ぎのなかを西下したのである。このときの出費が5万円と注されている。こうした遊蕩ぶりは諸書に詳しいが、いまは千谷道雄の『明治を彩る女たち』⁵²と戸板康二の『ぜいたく列伝』⁵³を挙げておくにとどめよう。

さまざまな道楽に手を染めたなかでも、清兵衛がもっとも金と力を注いだのは写真である⁵⁴。1889年（明治22）に発足した「写真会」に所属し、下水道敷設や浅草十二階の設計で知られるお雇い外国人W.K.バルトンの指導のもとに、数々の大型写真を手がける。代表作としては九代目団十郎の「暫」の舞台写真（早大演劇博物館蔵）、明治天皇への献上品「富士山」、英照皇太后葬儀の際の夜間撮影などが挙げられる。また、弟の清三郎の名義で、京橋区木挽町5丁目に間口10間、

51) 明治以降の「下り酒」問屋の盛衰については、横地信輔編『東京酒問屋沿革史』東京酒問屋統制商業組合、1943.12.15、高木藤夫・高木文雄・沢和哉『酒蔵の町・新川ものがたり』清文社、1991.4.10などに詳しい。

52) 千谷道雄『明治を彩る女たち』文藝春秋社、1985.2.10
千谷道雄には、別に『明治百万長者物語』『歴史と人物』1976.2がある。

53) 戸板康二『ぜいたく列伝』文藝春秋新社、1992.9.1（のち文春文庫）

54) 鹿嶋清兵衛の写真界における業績を紹介したものには飯沢耕太郎「“写真大尽”といわれた男——鹿嶋清兵衛」『芸術新潮』1990.4や小沢健志『幕末・明治の写真』（ちくま学芸文庫1997.7）、村島彩加『歌舞伎新報』と演劇写真——玄鹿館の時代』明治大学「文学研究論集」2007などがある。

奥行15間、建坪150坪からなる「玄鹿館」なる写真館を設けた。エレベーター設備や回り舞台もあり、2500燭光のアーチ燈も備えられていた。そういえば、W.K.バルトン著／石川巖訳の『写真新書』⁵⁵⁾に掲げられた玄鹿館の広告にも、「夜間撮影」を可能にするアーチ燈はもちろんのこと、写真の引き伸ばしは「八尺四方ノモノマテ御望ニ応シ」る旨の宣伝文句が躍っている[図10]。

もちろん、こうした桁外れの浪費がいつまでも許されるはずはない。1897年（明治30）、養家を出され、本妻乃婦と離別させられた清兵衛がぼん太と裏長屋に住まい、その日のくらしも立ちかねる境涯に陥ったことは諸書にみえる。なかでも、芸は身を助けるのことわざどおり、晩年に三樹如月と称して梅若万三郎の笛方を勤めていた片影については白洲正子の『遊鬼』⁵⁶⁾に詳しい。

ついでに述べておけば、さしも豪宕な一代の蕩児の乱行の噂も時代の流れのなかに覆没し、忘れ去られようとした1963年（昭和38）、中央区新川の日清製油（現：日清Oilio）本社ビルの建設現場から大量の小判が発見されるということがあった。当時の時価で6000万円と噂された。その地は鹿島の屋敷跡だったし、小判の入っていた容器が写真の現像液を入れるためのものだったから、清兵衛の名はまたぞろ、人びとの口の端にのぼったのである。

それはさておき、ここであらためて久信と交渉のあった鹿嶋乃婦、清平について注しておこう。鹿嶋乃婦は七代目鹿嶋清兵衛の娘で、〈今紀文〉と呼ばれた八代目清兵衛の先妻。清兵衛がぼん太と別所帯を持ってからというもの、鹿嶋本店の奥に垂れ込め、三人の娘を守り育てて^{やもめ}婦婦を通した。清平は深川の同族鹿嶋中店の清左衛門の弟で、1916年（大正5）に隠居した乃婦のあとを受けて、鹿嶋本店に入ったものである⁵⁷⁾。

福井家はこの両人名義の地所をもふくめて、鹿嶋本店から貸地・貸家経営の一部を任せられたことがあったのである。〈鹿嶋大尽栄華物語〉の後日譚のそのまた掉尾の一節に、福井家の人びとも名を列ねていたということである。福井新助



図10 『写真新書』巻末の広告

55) W.K.バルトン著／石川巖訳『写真新書』玄鹿館、1895.2

ちなみに、この書の金主も清兵衛なのであろう。

56) 白洲正子『遊鬼——鹿嶋清兵衛』『芸術新潮』1981.10（のち新潮文庫『遊鬼——わが師わが友』）

ほかに、松田存『近代文学と能楽』朝文社、1991.4.1などがある。

57) 佐藤正之「東京・新川地区における土地所有関係の歴史的考察」（『都市問題』1989.12）の概算によれば、鹿嶋本店の新川地区における所有地は1872～3年には2621坪、1912年には2887坪、1932年には1633坪とみえる。

が、さらには久信が貸地・貸家業を展開し、それなりの成功を取めた背後に、鹿嶋一族の後盾があったことをうかがわせるに足る証拠といえよう。この稿の冒頭に、同じように土地の集積によって蓄財した大商人たちの^{けんこ}眷顧を蒙り、^{きび}驥尾に付して、と述べたゆえんである。

——結びにかえて——〈家刀自のはたらき〉のこと

谷崎潤一郎の晩年の回想記『幼少時代』⁵⁸⁾に、興味深い一節がある。自分の女性崇拜の淵源を祖父にもとめた件^{くだり}である。

祖父久右衛門と祖母ふさとの間には、最初に女子が三人生れ、次に男子が四人生れたが、祖父は女の子を可愛がつて男の子を嫌ひ、三人の女子のうち二人までに分家をさせて婿を取らせ、男の子は長男を一人残して、以下の三人を^{ことごと}悉く里子に出すか他家へ縁づけてしまった。(略)思ふに祖父はフェミニストであつたに違ひなく、私に女性崇拜の傾向があるのは胚胎するところが遠いのであらう。

それに対して、昔から江戸下町の商家では「養子相続」が多かったと指摘しているのは白石孝の『^{日本橋}東京織物問屋史考』⁵⁹⁾である。江戸の商家では息子がいなかったり、いてもその資質、人柄が主人の「目鏡にかなわぬ」ばあいには、別に養子を取ったというのである。ことは、そうしたやむを得ない養子取りにはとどまらない。番頭や手代をはじめとして、身近に優れた器量の持主がいれば、店のいっそうの繁栄を求めて「もっと積極的に養子や婿養子を考えてきた」というのである。

谷崎が自分の性癖の淵源をどんなにロマンチックに夢想しようと勝手である。だが、祖父の実行した谷崎家の家督相続の内実は、白石のいうように一方では次・三男を里子や養子に出すことによって家産の分散を防ぎ、他方では三人の娘たちそれぞれに優秀な男たちを婿に取って、かれらを本家谷崎家の〈藩屏〉としようとする企図に出たように読み取れる。そのとき、優秀な跡継ぎたちの伴侶である家付娘やお内儀たちが商家において占めた位置や担わされた役割も、通常われわれが考える女性たちのそれとはおのずから位相を異にしていたと思われるのである。

こんな例を引き合いに出すのは、唐突の^{そし}譏りを免れないかも知れない。しかし、この稿を草するにつれて、新助・久信・隆之と伝世されてきた福井家といった男

58) 谷崎潤一郎『幼少時代』文藝春秋新社、1957.3.20

59) 白石孝『日本橋・堀留 東京織物問屋史考』文眞堂、1994.11.30

系尊重の図柄が、筆者のうちに知らず知らずのうちに刷り上がりかけていたことを三省せずにはいられないからである。ややもすれば、筆者のなかにこだましていたのは〈福井三代記〉というタイトルなのであった。

しかし見てきたように、福井家相続の実態はそれとは遠くかけ隔たっている。それというのも、久信が没した1937年から隆之が大学を卒える1956年まで、20年近くにわたって福井家の中核を担い、維持してきたのは、たけ・階子の二人の女性たちだったからである。たけのことはのちに記す。たけから実質的に財布の紐を渡された1943年以降50年代なかばまでの、苦難に満ちた時代の階子の役割を看過してはなるまい。1943年1月から45年5月末まで克明に記された「出納簿」や、戦後の財産税納入のための無理工面を走り書きした断簡零墨のなかに、階子の悪戦苦闘ぶりを看取することができるからである。ただ、第一節の末尾にあらかじめ断っておいたように、出納簿などの吟味については筆者の用意が足りない上に、紙幅の都合もあって、別の機会に譲らなければならない。ここでは、階子の果たした役割の大きさについては読者の注意を喚起するにとどめ、たけについてのそれをラフ・スケッチしておきたい。筆者が構想しようとしているのは〈福井三代記〉ならぬ〈福井五代記〉だからである。

筆者は第一節で、大正期に入ってから福井家は主に二代目久信の手によって、それまでの下町地域の土地集積とは別に、牛込区早稲田鶴巻町や下戸塚町（のち戸山町）など、伸びゆく〈大東京〉の西の外延部にあらたな食指を伸ばしていると述べた。ところで、牛込区早稲田鶴巻町の宅地・建物を入手したのは1919年（大正8）春のことだし⁶⁰、下戸塚町のそれも同年12月のことである⁶¹。そして、その取引総額は2万2000円あまりに上っている。

登記簿謄本の名義人は、むろん久信である。しかし、おりしも欧州大戦が終結し、空前のバブルが音をたてて崩壊しているさなかに、まだ慶應理財科に在学中の学生で、家督を継いだばかりの弱冠23歳の久信がかれ一個の裁量で、こうした投機にも似た巨額の売買を取り仕切ったとは考えにくい。むしろ、こうしたあらたな事業展開の背後には、必ずや母たけの意嚮が反映していたとみるのが自然だろう。

同じことは、1938年（昭和13）に相続税の軽減のために、福井隆之（親権者福井階子が代人）が坂井屋商事株式会社を立ち上げるにあたっても⁶²、にわか寡婦^{やもめ}となって、万事に不慣れな階子に代わって、主要な役割を担ったのはたけだと言えそうである。1940年に経営権を手放すまで、坂井屋商事株式会社の専務として代表権を握っていたのはたけだからである。

60) (A—①—10/12)

61) (A—①—2)

62) (A—①—11)

さらに遡っていえば、第2節で福井家の略年譜を検討した際に、福井新助・たけが第一子を儲けたのは1877年（明治10）前後のことで、夫婦の結婚年齢の必ずしも弱くはなかったことを指摘しておいた。その要因を付度して、新助がはじめ酒屋を、なかごろ質商を営み、のち貸地・貸家業に転じた〈苦勞人〉であり、〈一代分限〉だったためだと述べた。そうでもあろうが、〈苦勞人〉であり、〈一代分限〉であったのは、なにも新助だけにはとどまるまい。二人が結婚した時期や経緯はいまとなっては知りたい。しかし、新助の伴侶たけもまた、夫と同じように〈苦勞人〉であり、〈一代分限〉だったはずである。さもなければ、新助一代で15万円もの資産を蓄積することなどは至難の業だからである。神奈川県鎌倉郡川上村品濃から出てきた新助・たけの夫婦はともどもに、がせいに稼ぎ、その稼ぎを元手に質商を起したり、下町地域の地所を買い漁ったのでもあろう。ちなみに、たけの働き口が他家の台所で、その他家というのが鹿嶋家だったとすれば、いっそう話の辻褄は合うようである。

こうしたたけのおもかげに、これも山梨から手に手を取って江戸に駆け落ちしてきて、蕃書取調所の真下専之丞（晩菘）の走り使いを勤める夫の則義とは別に、旗本稲葉大膳家の乳母として奉公し、ついには八丁堀同心の株を買うまでに成り上がった樋口一葉の母たきのはたらきぶりを重ね合わせたい誘惑に抗いがたいのである⁶³⁾。

「福井家文書」のなかに、家業そのものの運営に携わった女たちの徴表はたやすくは見いだしがたい。しかし、たけ・階子の残したかすかな痕跡からも、家政の枠にとどまらず、家業のために奮闘する〈家刀自のはたらき〉をみることができ。そして、こうした見取り図を単なる画餅に終わらせないためにも、「福井家文書」のいっそうの整理と分析とに組み込まなければならないようである。

[しおぎき ふみお]

63) 和田芳恵『一葉誕生』現代書館、1969.4.25ほか。

資料1 「大正12年分第三種所得税減免申請(控)」(1924年1月31日付) D-①~2

被害状況	被害地	家屋築造物	建坪 (1・2階合計)	損害価格
自己住宅	京橋区本湊町27番地	木造瓦葺二階建・木造瓦葺平家(1・2階とも)	71.00坪	35,500円
		物置(母屋付属物)	9.00坪	360円
		煉瓦造二階建土蔵(1・2階とも)	10.00坪	12,000円
		石塀・庭石・石燈籠		6,500円
		家財(衣服・建具・書籍・家具・装身具・用器)		13,300円
			自己住宅計	67,660円
全焼した家作	京橋区本湊町27	木造瓦葺二階建塗土蔵	22.50坪	4,050円
		木造瓦葺二階建	15.00坪	2,550円
		木造瓦葺二階建	41.25坪	7,012円
		木造瓦葺二階建(新築)	38.00坪	7,600円
		木造瓦葺三階建(新築)	28.00坪	5,600円
		木造トタン葺二階建	42.00坪	7,140円
		木造トタン葺平家建	28.00坪	4,200円
		木造トタン葺平家建	12.00坪	1,800円
		木造トタン葺平家建	28.00坪	4,200円
		木造瓦葺二階建	16.00坪	2,720円
		木造トタン葺平家建	10.50坪	1,575円
		木造トタン葺平家建	21.00坪	3,150円
		京橋区本湊町28木造瓦葺二階建	27.00坪	4,590円
		木造瓦葺二階建	45.00坪	7,650円
		木造瓦葺二階建	60.00坪	10,200円
		木造瓦葺平家建(六戸建一棟長屋)	67.50坪	10,125円
	木造瓦葺平家建(四戸建一棟長屋)	45.00坪	6,750円	
	木造瓦葺平家建(六戸建一棟長屋)	60.00坪	9,000円	
	木造瓦葺平家建(六戸建一棟長屋)	60.00坪	9,000円	
	京橋区南新堀2-6	木造瓦葺二階建(永代橋電車通り)	36.00坪	10,080円
		木造瓦葺二階建(永代橋電車通り)	18.00坪	9,040円
		木造瓦葺二階建(其ノ平家及物置)	44.00坪	11,880円
		土蔵	10.00坪	7,000円
		木造瓦葺平家建	8.00坪	1,600円
		木造瓦葺二階建	27.00坪	5,400円
		木造瓦葺二階建	26.00坪	5,200円
		木造瓦葺二階建	51.00坪	10,200円
		木造トタン葺二階建	27.00坪	5,400円
		木造瓦葺二階建(永代橋電車通り)	25.00坪	7,000円
	京橋区塩町8	木造瓦葺二階建(永代橋電車通り)	60.50坪	16,940円
		木造瓦葺平家建	27.00坪	5,400円
	京橋区新堀2-9	木造瓦葺二階建(永代橋電車通り)	52.00坪	14,560円
土蔵(永代橋電車通り)		4.80坪	4,800円	
京橋区新堀2-9	木造瓦葺二階建(五戸建長屋)	80.00坪	14,400円	
京橋区新堀2-7	木造トタン葺二階建	20.00坪	4,000円	

被害状況	被害地	家屋築造物	建坪 (1・2階合計)	損害価格	
	京橋区八丁堀仲町10番地 地先日比谷河岸一号地	土蔵二階建 (住居用)	42.00坪	21,000円	
		右土蔵綴	4.50坪	675円	
		右土蔵綴	6.00坪	900円	
	京橋区本湊町26	木造瓦葺平家建	28.00坪	4,760円	
		木造瓦葺平家建	15.00坪	2,250円	
		木造瓦葺平家建	6.00坪	900円	
	京橋区越前堀2-1	木造瓦葺二階建	22.50坪	3,825円	
		木造瓦葺二階建	15.00坪	2,250円	
				全焼した家作計	278,372円
	焼け残った建物	牛込区戸山町9	木造ブリキ葺家	13.25坪	6,000円
木造瓦葺平家			11.00坪		
木造ブリキ葺平家			31.20坪		
木造瓦葺二階建			28.00坪		
木造瓦葺平家			36.50坪		
木造瓦葺平家			13.80坪		
牛込区早稲田鶴巻町222		木造瓦葺平家	16.30坪		
		木造二階建瓦葺	8.00坪		
		木造ブリキ葺	2.00坪		
		木造瓦葺二階建	26.75坪		
		木造瓦葺二階建	29.50坪		
麻布区笄町79		木造瓦葺二階建	32.50坪	390円	
		木造瓦葺二階建	30.00坪	200円	
		木造瓦葺二階建	18.00坪	1,170円	
		木造瓦葺二階建	21.00坪		
			焼け残った建物計	8,960円	
			損害価格合計	354,992円	

資料2 「昭和13年財産目録（坂井屋商事株式会社）」（1938年9月29日付）A-⑫-1～③

内訳	所在地	建物（各階建坪）	坪数	価格
◆宅地 273,894円	京橋区八丁堀 4丁目1番地	—	77.120坪	11,568.00円
	京橋区宝町 2丁目5番地 2	—	39.940坪	7,988.00円
	京橋区湊町 1丁目7番地 2	—	261.050坪	31,326.00円
	京橋区湊町 1丁目7番地 3	—	65.320坪	7,511.80円
	京橋区湊町 2丁目5番地 1	—	263.070坪	30,253.05円
	京橋区湊町 2丁目5番地 3	—	61.590坪	7,082.85円
	京橋区湊町 2丁目5番地 4	—	18.540坪	2,132.10円
	京橋区佃島町16番地	—	74.580坪	4,474.80円
	京橋区佃島町46番地	—	80.640坪	4,838.40円
	日本橋区呉服橋 3丁目1番地 4	—	123.960坪	55,782.00円
	牛込区戸山町 9番地	—	263.670坪	15,820.20円
	牛込区鶴巻町222番地	—	97.140坪	5,818.40円
	淀橋区西大久保 2丁目262の 2	—	175.200坪	10,512.00円
	京橋区新川町 3番地 1	—	358.120坪	78,786.40円
		宅地計		1,959.940坪
◆家屋 74,612.35円	湊町 1丁目7番地 2	木造トタン葺 2階 (1階11.25、2階9.00)	20.250坪	1,113.75円
	湊町 1丁目7番地 2	木造瓦葺 2階 (1階12.50、2階11.20)	23.700坪	1,303.50円
	湊町 1丁目7番地 2	木造トタン葺 2階 (1階11.75、2階9.50)	21.250坪	1,168.75円
	湊町 1丁目7番地 3	木造トタン葺 2階 (1階13.00、2階13.00)	26.000坪	1,430.00円
	湊町 1丁目7番地 3	木造トタン葺 2階 (1階10.00、2階8.00)	18.000坪	990.00円
	湊町 2丁目5番地 1	木造トタン葺 2階 (1階18.76、2階16.76)	35.520坪	1,953.60円
	湊町 2丁目5番地 1	木造トタン葺 2階 (1階6.75、2階6.75)	13.500坪	740.50円
	湊町 2丁目5番地 1	木造トタン葺 2階 (1階28.60、2階24.40)	53.000坪	2,915.00円
	湊町 2丁目5番地 1	木造トタン葺 2階 (1階12.00、2階12.00)	24.000坪	1,320.00円
	湊町 2丁目5番地 1	木造瓦葺 (1階10.85、2階9.30)	20.150坪	1,108.25円
	湊町 2丁目5番地 1	木造瓦葺 (1階11.20、2階9.20)	20.400坪	1,122.00円
	湊町 2丁目5番地 1	木造瓦葺平家	6.750坪	371.25円
	湊町 2丁目5番地 1	木造トタン葺 2階 (1階8.75、2階8.50)	17.250坪	948.75円
	湊町 2丁目5番地 1	木造瓦葺 2階 (1階10.00、2階8.00)	18.000坪	990.00円
	湊町 2丁目5番地 1	木造瓦葺 2階 (1階10.00、2階8.00)	18.000坪	990.00円
	湊町 2丁目1番地 1	木造瓦葺 2階 (1階10.00、2階6.25)	16.250坪	893.75円
	湊町 2丁目1番地 1	木造瓦葺 2階 (1階9.75、2階9.20)	18.950坪	1,042.25円
	湊町 2丁目1番地 1	木造トタン葺 (1階5.75、2階5.00)	10.750坪	591.25円
	湊町 2丁目1番地 1	木造トタン葺 (1階9.00、2階7.50)	16.500坪	907.50円
	新川町 2丁目3番地	木造トタン葺 (1階9.00、2階9.00)	18.000坪	990.00円
	新川町 2丁目3番地	木造瓦葺 (1階15.75、2階12.50)	28.250坪	1,553.75円
	新川町 2丁目3番地	木造瓦葺 (1階13.20、2階11.50)	24.700坪	1,358.50円
	新川町 2丁目3番地	木造トタン葺 (1階32.00、2階28.00)	60.000坪	3,300.00円
	新川町 2丁目3番地	木造ブリキ葺 (1階24.00、2階21.00)	45.000坪	2,475.00円
	新川町 2丁目3番地	木造トタン葺 (1階14.60、2階10.95)	25.550坪	1,405.25円
	新川町 2丁目3番地	木造トタン葺 (1階6.00、2階5.25)	11.250坪	618.75円
	新川町 2丁目3番地	木造瓦葺 (1階11.50、2階10.50)	22.000坪	1,210.00円
	新川町 2丁目3番地	木造トタン葺 (1階20.25、2階16.50)	36.750坪	2,021.25円

内訳	所在地	建物（各階建坪）	坪数	価格
	新川町 2 丁目 3 番地	木造トタン葺（1階28.00、2階24.00）	52.000坪	2,860.00円
	新川町 2 丁目 3 番地	木造トタン葺（1階12.00、2階10.50）	22.500坪	1,237.50円
	八丁堀 2 丁目15番地 1	木造トタン葺（1階13.625、2階13.75、屋上16.00）	33.375坪	1,835.63円
	八丁堀 2 丁目15番地 1	木造瓦葺（1階9.50、2階9.50、屋上2.21）	21.210坪	1,166.55円
	牛込区戸山町 9 番地	木造ブリキ葺平屋	11.250坪	506.25円
	牛込区戸山町 9 番地	木造ブリキ葺平屋	20.000坪	900.00円
	牛込区戸山町 9 番地	木造ブリキ葺平屋	36.500坪	2,007.50円
	牛込区戸山町 9 番地	木造瓦葺（1階25.50、2階20.50）	46.000坪	2,760.00円
	牛込区戸山町 9 番地	木造瓦葺（1階13.00、2階5.00）	18.000坪	810.00円
	牛込区戸山町 9 番地	石附属木造ブリキ葺	3.750坪	168.75円
	牛込区戸山町 9 番地	木造瓦葺	13.750坪	618.75円
	牛込区戸山町 9 番地	木造瓦葺	27.500坪	1,237.50円
	牛込区戸山町 9 番地	石附属	2.000坪	90.00円
	牛込区戸山町 9 番地	木造瓦葺（1階9.17、2階7.25）	16.420坪	821.00円
	牛込区戸山町 9 番地	木造瓦葺（1階15.34、2階14.40）	29.740坪	1,635.70円
	牛込区鶴巻町222番地	木造瓦葺（1階15.50、2階12.00）	27.500坪	1,237.50円
	牛込区鶴巻町222番地	木造瓦葺（1階15.50、2階11.25）	26.750坪	1,471.25円
	牛込区鶴巻町222番地	木造瓦葺（1階18.75、2階17.00）	35.750坪	1,966.25円
	麻布区筈町79番地 1	木造瓦葺（1階9.50、2階7.50）	17.000坪	1,190.00円
	麻布区筈町79番地 1	木造瓦葺（1階10.249、2階6.75）	16.999坪	1,189.93円
	麻布区筈町79番地 1	木造瓦葺（1階17.417、2階10.00）	27.417坪	1,919.19円
	西大久保 2 丁目262-2	木造瓦葺（1階34.92、2階12.50）	47.420坪	2,134.70円
	西大久保 2 丁目262-2	木造瓦葺（1階20.00、2階15.00）	35.000坪	3,082.30円
	西大久保 2 丁目262-2	木造瓦葺（1階19.25、2階6.25）	25.500坪	1,657.50円
	西大久保 2 丁目262-2	木造瓦葺（1階13.66、2階11.25）	24.910坪	1,619.15円
	西大久保 2 丁目262-2	木造瓦葺（1階15.49、2階10.00）	25.490坪	1,656.85円
		家屋計	1,333.451坪	74,612.35円
◆	神奈川県下宅地、田、畑、山林、原野			17,500.00円
◆	什器（金庫150円／器具什器150円／電話加入権1200円）			1,500.00円
		総合計		367,506.35円
【除外】	京橋区湊町 1 丁目 7 番地所在	3階建	81.033坪	273,904.00円